

# 虐待及び不適切ケア防止のための指針

## 【本指針の適用事業】

第1条 本指針は次に掲げる事業に適用（以下適用事業）します。

- ・特別養護老人ホーム高槻荘
- ・グループホーム高槻荘「ゆらら」
- ・高槻荘居宅介護支援事業所
- ・高槻荘ケアプランセンター桃園
- ・郡家・高槻荘ホームヘルパーステーション
- ・高槻荘ホームヘルパーステーション桃園
- ・高槻荘訪問看護ステーション桃園
- ・高槻荘郡家デイサービスセンター
- ・高槻荘やすらぎデイサービスセンター
- ・小規模多機能センター高槻荘ゆらら
- ・郡家地域包括支援センター
- ・高槻荘共用型デイサービスセンター「ゆらら」

## 【施設・各事業における虐待・不適切ケアに関する基本的な考え方】

第2条 適用事業では、高齢者及び障がい者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法の理念に基づき、高齢者及び障がい者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、高齢者及び障がい者虐待・不適切ケアの防止とともに、高齢者及び障がい者虐待・不適切ケアの早期発見・早期対応に努め、高齢者及び障がい者虐待・不適切ケアに該当する次の行為のいずれも行いません。

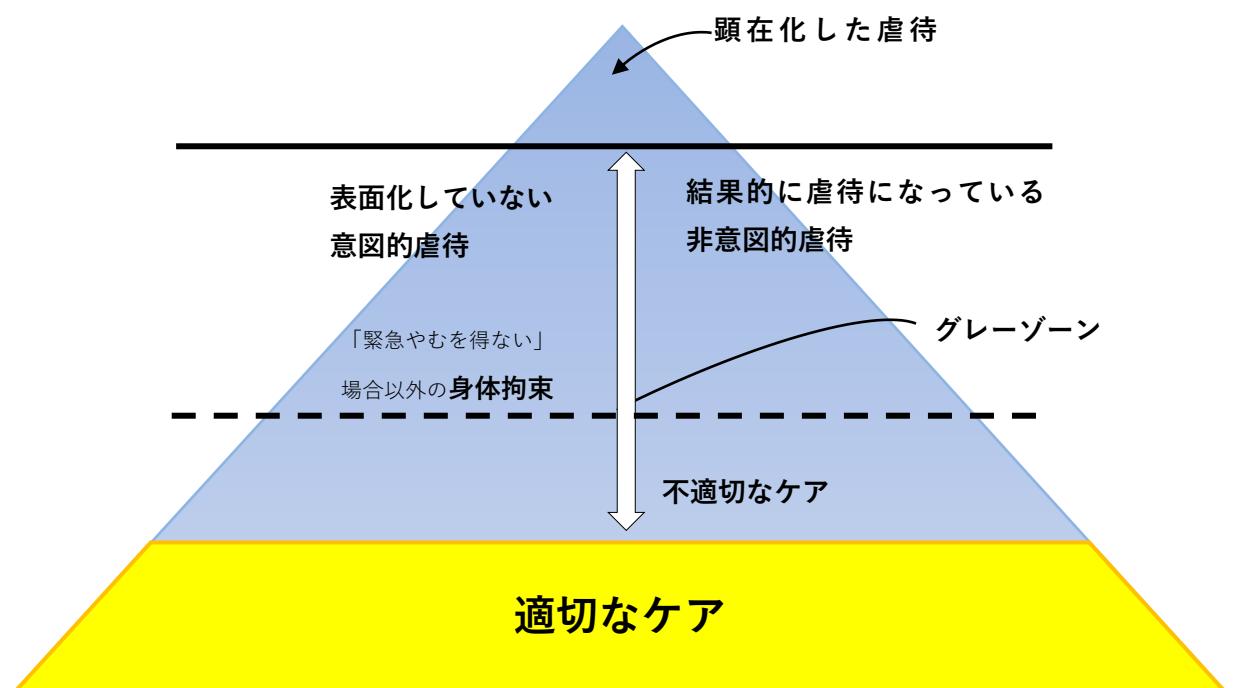
### （高齢者及び障がい者虐待に該当すると考える行為）

身体的虐待	高齢者や障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者や障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者や障がい者を養護すべき職務上の義務を怠ること。
心理的虐待	高齢者や障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者や障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者や障がい者にわいせつな行為をすること又は高齢者や障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者や障がい者の財産を不当に処分することその他高齢者や障がい者から不当に財産上の利益を得ること

### (不適切ケアの考え方)

高齢者及び障がい者虐待には意図的な虐待・非意図的な虐待があり、顕在化する虐待事例の背景には「不適切ケア」が存在すると考えます。

【「適切なケア」「不適切なケア」「高齢者虐待」の概念図】



- 明確に「虐待である」と判断できる行為の周辺には「グレーゾーン」の存在がある。
- 高齢者や障がい者虐待の問題は、事後の調査で遡れば「不適切なケア」が放置されることで蓄積・エスカレートする状況があり、連続的に考える必要があります。

\* 不適切ケアの具体例は「虐待防止マニュアル」を参照

### 【虐待防止委員会その他組織に関する事項について】

第3条 適用事業では虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下委員会)を組成します。なお、本委員会の運営責任者は虐待防止責任者(莊長)とし、適用事業における「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」は以下のとおりです。

- ・特別養護老人ホーム高槻莊

- ・介護科長、生活相談員、看護師、管理栄養士、機能訓練指導員

- ・グループホーム高槻莊「ゆらら」

- ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**高槻荘居宅介護支援事業所**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**高槻荘ケアプランセンター桃園**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**郡家・高槻荘ホームヘルパーステーション**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**高槻荘ホームヘルパーステーション桃園**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**高槻荘訪問看護ステーション桃園**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**高槻荘郡家デイサービスセンター**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**高槻荘やすらぎデイサービスセンター**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**小規模多機能センター高槻荘ゆらら**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**郡家地域包括支援センター**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
  - ・**高槻荘共用型デイサービスセンター「ゆらら」**
    - ・管理者もしくは管理者が選出する代表者
- 2 委員会の開催は、適用事業で一体的に運営します。
  - 3 委員会の実施にあたっては、Web システムを用いる場合があります。
  - 4 委員会は毎月開催し、臨時・緊急的に開催する必要がある場合は、虐待防止責任者が必要な都度招集します。
  - 5 委員会では次のような内容について協議するものとします。
    - ① 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
    - ② 虐待や不適切ケアの防止のための指針の整備に関すること
    - ③ 虐待や不適切ケアの防止のための職員研修の内容に関すること
    - ④ 虐待や不適切ケアについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
    - ⑤ 職員が虐待や不適切ケアを把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
    - ⑥ 虐待や不適切ケアが発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
    - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 【虐待や不適切ケアの防止のための職員研修に関する基本方針】

第4条 職員に対する虐待や不適切ケアの防止のための研修の内容は、虐待や不適切ケアの防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待や不適切ケアの防止を徹底します。

- 2 具体的には、次のプログラムにより実施します。
  - ・高齢者及び障がい者虐待防止法の基本的な考え方の理解
  - ・高齢者及び障がい者の権利擁護事業並びに成年後見制度の理解
  - ・虐待や不適切ケアの種類と発生リスクの事前理解
  - ・早期発見・事実確認と報告の手順
  - ・発生した場合の改善策
- 3 実施は年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待や不適切ケアの防止のための研修を実施します。  
*\*ただし、特別養護老人ホーム高槻荘及びグループホーム高槻荘「ゆらら」を除く事業について年1回以上とします。*
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

## 【虐待や不適切ケア、又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針】

第5条 虐待や不適切ケア、又その疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 【虐待や不適切ケア、又その疑いが発生した場合の相談・報告体制に関する事項】

第6条 職員等が他の職員等によるご入居者やご利用者への虐待や不適切ケアを発見した場合、適用事業を管轄する科長級職員以上（以下、窓口担当者）に報告します。虐待者が窓口担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

- 2 窓口担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待や不適切ケア、又その疑いを行った当人に事実確認を行います。虐待者が窓口担当者の場合は、他の上席者が窓口担当者を代行します。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り、必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場

合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

- 5 事実確認を行った内容や、虐待や不適切ケア、又その疑いが発生した経緯等を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待や不適切ケア、又その疑いが発生した後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じ、第三者委員や関係機関、地域住民等に対して説明し、報告を行います。

#### **【成年後見制度の利用支援に関する事項】**

第7条 ご入居者やご利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

#### **【虐待や不適切ケア、又はその疑いに係る苦情解決方法に関する事項】**

- 第8条 虐待や不適切ケア、又はその疑いの苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待や不適切ケア、又その疑いを行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
  - 3 対応の流れは、第6条によるものとします。
  - 4 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

#### **【ご入居者及びご利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項】**

第9条 ご入居者及びご利用者はいつでも本指針を閲覧することができます。また当施設のホームページ上でいつでも閲覧可能な状態にします。

#### **【その他虐待の防止の推進のために必要な事項】**

- 第10条 第4条に定める研修会の他、関係機関・団体より提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、ご入居者やご利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。
- 2 虐待及び不適切ケアの防止のための各種取り組みは、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団「虐待防止マニュアル」に準じます。

#### **附則**

この指針は、令和3年4月1日より施行する。

この指針は、令和5年11月1日より施行する。

この指針は、令和7年4月1日より施行する。